

―農林水産省、独立行政法人農畜産業振興機構―

公益法人に補助金を交付して設置造成させている運用型の基金が保有する資金の有効活用について（農林水産大臣及び独立行政法人農畜産業振興機構理事長宛て）

平成22年度末の指定協会及び県衛指協に設置造成された基金における資金保有額のうち

有効活用されていない補助金相当額(支出) 82億8413万円

1 基金の概要

(1) 基金造成のための補助金交付の概要

農林水産省は、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が実施する肉用子牛等対策の財源として、牛肉等関税財源畜産業振興対策交付金（以下「牛関交付金」という。）等を機構に交付している。

機構は、牛関交付金等を財源として、畜産業振興事業等の経費に係る補助金を畜産関係団体に交付している。

畜産関係団体は、上記の補助金を財源として更に各都道府県の畜産関係団体（以下「地方畜産団体」という。）へ補助金を交付しており、地方畜産団体が実施する事業の中には、地方畜産団体の運営に必要な資金に充てるために基金を造成しているものがある。

そして、上記のような地方畜産団体が造成した基金には、運営特別基金、運営基盤強化基金等がある。

(2) 運営特別基金等の概要

運営特別基金は、都道府県肉用子牛価格安定基金協会（以下「指定協会」という。）の運営基盤の強化を図るために造成されたものである。機構は、社団法人全国肉用牛振興基金協会を通じて、指定協会に補助金を交付等した。

この運営特別基金については、基金の運用益により生じた果実（以下「運用益」という。）に相当する額の範囲内で、指定協会の肉用子牛生産者補給金制度に係る業務の管理運営に要する経費に充てる場合等に処分し得る旨が定められている。そして、運営特別基金は、運用益に相当する額の範囲内で、機構理事長の承認を受けて支出する経費に充てる場合を除き、取り崩してはならないものとされている。

このように、運営特別基金は、基金の運用益を肉用子牛生産者補給金制度に係る業務の管理運営に要する経費に充てる運用型の基金となっている。

一方、機構は、運営特別基金と同様の目的で、指定協会の運営体制の強化を図るための財政支援として指定協会運営体制支援事業（以下「支援事業」という。）を実施している。

(3) 運営基盤強化基金の概要

運営基盤強化基金は、都道府県を単位として家畜衛生について自衛防疫事業を行う地方畜産団体（以下「県衛指協」という。）の家畜防疫対策に係る運営に必要な資金に充てるために造成されたものである。機構は、社団法人中央畜産会を通じて、県衛指協に補助金を交付した。

そして、運営基盤強化基金は、基金の運用益を家畜防疫対策に要する経費に充てる運用型の基金となっている。

2 本院の検査結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 運営特別基金及び運営基盤強化基金の資金保有額について

22年度末で、運営特別基金を保有する46指定協会における資金保有額の合計は計65億8326万余円（補助金相当額同額）、運営基盤強化基金を保有する44県衛指協における資金保有額の合計は計17億0086万余円（補助金相当額同額）となっていた。

(2) 運営特別基金の運用状況等について

運営特別基金の18年度から22年度までの運用実績についてみると、定期預金（1か年もの）で運用している指定協会が最も多く、22年度の平均運用利回りは0.78%で、元年度における定期預金（1か年もの）の平均利率4.05%と比較すると約5分の1の低い率になっていた。このため、各指定協会の運用益を上記5か年間で平均してみたところ、100万円未満が29指定協会となっており、運用益が100万円未満の指定協会が過半を占めていた。そして、各指定協会は、前年度の運営特別基金の運用益に相当する範囲内の額を当該年度の肉用子牛生産者補給金制度に係る業務の管理運営に要する経費である人件費等に充てていた。しかし、運用益が少額であることから、運用益を5か年間で平均した額が500万円以上となっている指定協会においても、運用益に相当する額は各年度の人件費等の18.0%から24.7%にすぎない状況となっていた。そして、多くの指定協会は、管理運営に要する経費のうち運用益に相当する額により賄うことができない部分については、自己資金のほか、支援事業に係る補助金を充てていた。

(3) 運営基盤強化基金の運用状況について

運営基盤強化基金の18年度から22年度までの運用実績についてみると、定期預金（1か年もの）で運用している県衛指協が最も多く、22年度の運用利回りは0.64%で、昭和55年度における定期預金（1か年もの）の平均利率7.47%と比較すると約11分の1の低い率になっていた。このため、各県衛指協の運用益を上記5か年間で平均してみたところ、10万円未満が13県衛指協、10万円以上25万円未満が15県衛指協となっており、運用益が25万円未満の県衛指協が過半を占めていた。そして、各県衛指協は、当該年度に運営基盤強化基金の運用益に相当する範囲内の額を家畜防疫対策に要する経費である人件費等に充てていたが、運営特別基金と同様に、運用益を5か年間で平均した額が最多の80万円となっている県衛指協においても、運用益に相当する額は各年度の人件費等の1.9%から2.2%にすぎない状況となっていた。

このように、両基金の運用益に相当する額は、人件費等毎年度の必要額をおおむね正確に見積もることが可能な経費に充てられており、近年の社会経済情勢の変化等に伴い運用利回りが低率であるため事業経費に充てられる額が少額となっている中で、多額の資金を保有して指定協会の運営基盤の強化等のために家畜取引情報体系整備事業等を運用型の基金事業として実施する必然性は乏しい状況になっている。また、運営特別基金において同種の経費に充てるために別途支援事業に係る補助金が交付されるなどして、両基金は、運用益を事業の安定的な財源にするという運用型の基金としての役割が著しく低下している状況となっている。

上記のように、運用益を事業の安定的な財源にするという基金としての役割が著しく低くなっているのに、運営特別基金及び運営基盤強化基金に多額の資金が保有されている事態は、貴重な財政資金が有効に活用されていないため適切ではなく、改善の要があると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

農林水産省及び機構において、運営特別基金及び運営基盤強化基金に係る補助金相当額を国又は機構に返還させた上で、これまで両基金が充てられていた経費の性質に鑑み必要に応じて年度ごとに補助金等を交付することとするなどして、財政資金の有効活用を図るよう改善の処置を要求する。